

議案第85号

「港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例」について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	新旧対照表	1～14
資料②	長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に係る港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要	15～20
資料③	港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について	21～28
資料④	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（官報抜粋）	29～34
資料⑤	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（官報抜粋）	35
資料⑥	長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律 新旧対照表（抜粋）	36～49

七号) 第六條第一項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

きは、(一)の1のイ又は2のイに掲げる額、住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(二)の1のイ又は2のイに掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について二十五の二の項に掲げる額) (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに十の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を

七号) 第六條第一項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

きは、(一)の1のイ、2のイ又は3のイに掲げる額、住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(二)の1のイ又は2のイに掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について二十五の二の項に掲げる額) (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに十の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額) の

加えた額)

(一) 住宅を新築しようとする場合 次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

1| 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書、住宅性能評価書若しくは区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号及び第四号を

手数料を加えた額）を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(二) 住宅を新築しようとする場合 次の1から3までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

1| 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれらの写しが提出された場合

イ 百平方メートル以内のもの **七千二百円**

ロ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの **七千二百円**

ハ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの **二万二千元**

ニ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの **二万二千元**

ホ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの **五万七千元**

イ 百平方メートル以内のもの **七千二百円**

ロ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの **七千二百円**

ハ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの **二万三千元**

ニ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの **二万三千元**

ホ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの **六万千円**

へ 五千平方メートル
を超え、一万平方メ
ートル以内のもの

九万四千円

へ 五千平方メートル
を超え、一万平方メ
ートル以内のもの

十万四千円

2) 申請に併せて住宅の
品質確保の促進等に関
する法律（平成十一年
法律第八十一号）第六
条第一項の設計住宅性
能評価書（同法第五条
第一項の住宅性能評価
に係る部分について長
期優良住宅の普及の促
進に関する法律第六条
第一項第一号に掲げる
基準に適合し、かつ、
当該住宅性能評価のう
ち構造の安定に関する
ことについて建築基準
法施行令第八十一条第
二項第一号口の限界耐
力計算以外の方法によ
り評価されたものに限

る。)が提出された場
合
イ 百平方メートル以
内のもの
 一万六千円
ロ 百平方メートルを
超え、五百平方メー
トル以内のもの
 五万七千円
ハ 五百平方メートル
を超え、千平方メー
トル以内のもの
 九万二千円
ニ 千平方メートルを
超え、二千五百平方
メートル以内のもの
 十七万二千円
ホ 二千五百平方メー
トルを超え、五千平
方メートル以内のも
の 二十九万五千円
ヘ 五千平方メートル
を超え、一万平方メ

-
-
-
-
- 2| 1以外の場合
- イ| 百平方メートル以内のもの **五万二千元**
 - ロ| 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの **十二万二千元**
 - ハ| 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの **十九万六千元**
 - ニ| 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの **三十八万六千元**
 - ホ| 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの **六十九万七千元**
 - ヘ| 五千平方メートル
-
-
-
-

-
-
-
-
- 3| 1及び2以外の場合
- イ| 百平方メートル以内のもの **四十五万五千元**
 - ロ| 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの **四万七千元**
 - ハ| 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの **十万九千元**
 - ニ| 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの **三十四万五千元**
 - ホ| 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの **六十一万七千元**
 - ヘ| 五千平方メートル
-
-
-
-

を超過、一万平方メートル以内のもの
百十八万八千円

(二) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

1 申請に併せて(一)の1に規定する書類が提出された場合

イ 百平方メートル以内のもの 一万円

ロ 百平方メートルを超過、五百平方メートル以内のもの 一万九千円

ハ 五百平方メートルを超過、千平方メートル以内のもの 三万三千元

を超過、一万平方メートル以内のもの
百六万二千元

(二) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の1及び2に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

1 申請に併せて(一)の1に規定する書類が提出された場合

イ 百平方メートル以内のもの 一万円

ロ 百平方メートルを超過、五百平方メートル以内のもの 一万九千円

ハ 五百平方メートルを超過、千平方メートル以内のもの 三万三千元

-
-
-
-
- ニ 千平方メートルを
超え、二千五百平方
メートル以内のもの
四万七千円
- ホ 二千五百平方メー
トルを超え、五千平
方メートル以内のも
の 八万五千円
- ヘ 五千平方メートル
を超え、一万平方メ
ートル以内のもの
十四万円
- 2| 1| 1以外の場合
- イ 百平方メートル以
内のもの 七万八千円
- ロ 百平方メートルを
超え、五百平方メー
トル以内のもの
十八万三千円
- ハ 五百平方メートル
を超え、千平方メー
トル以内のもの
-
-
-
-

-
-
-
-
- ニ 千平方メートルを
超え、二千五百平方
メートル以内のもの
四万七千円
- ホ 二千五百平方メー
トルを超え、五千平
方メートル以内のも
の 八万八千円
- ヘ 五千平方メートル
を超え、一万平方メ
ートル以内のもの
十五万円
- 2| 1| 1以外の場合
- イ 百平方メートル以
内のもの 六万八千円
- ロ 百平方メートルを
超え、五百平方メー
トル以内のもの
十六万円
- ハ 五百平方メートル
を超え、千平方メー
トル以内のもの
-
-
-
-

<p>五十七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づく長期優良住宅</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合には、五十六</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>ニ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 二十九万三千円</p> <p>ホ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 百三万七千円</p> <p>ヘ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 百七十八万二千元</p>
<p>五十七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づく長期優良住宅</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合には、五十六</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>ニ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 二十五万五千元</p> <p>ホ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 九十万三千元</p> <p>ヘ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 百五十五万二千元</p>

建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

の項(一)に掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(一)の1のイ又は2のイに掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、同項(二)に掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(二)の1のイ又は2のイに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに十の二の項に掲げる

建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

の項(一)に掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(一)の1のイ、2のイ又は3のイに掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、同項(二)に掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(二)の1のイ又は2のイに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに十の二の

<p>五十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条 第一項又は第三項の規定に基づく譲</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づいて建築に係る住宅の譲受人を決定した場合</p>	<p>額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p>	<p>二千三百円</p> <p>変更認定申請のとき。</p>
<p>五十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条 第一項の規定に基づく譲受人を決定</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づいて建築に係る住宅の譲受人を決定した場合</p>	<p>項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>二千円</p> <p>変更認定申請のとき。</p>

<p>五十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく長期優良住宅</p>	<p>受人を決定した場合は、管理者等が選任された場合又は管理者等が選任された場合に、選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>は管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料</p>
<p>二千三百円</p>	<p>承認申請のとき。</p>
<p>五十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく長期優良住宅</p>	<p>した場合には、長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>当該計画の変更認定申請手数料</p>
<p>二千円</p>	<p>承認申請のとき。</p>

六十 (略)	宅建築等 計画の認 定を受け た地位の 承継の承 認の申請 に対する 審査	(略)	(略)
-----------	--	-----	-----

六十 (略)	宅建築等 計画の認 定を受け た地位の 承継の承 認の申請 に対する 審査	(略)	(略)
-----------	--	-----	-----

付 則

1| この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

2| この条例による改正前の港区街づくり推進事務手数料条例別表一の部五十七の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、同部五十七の項中、「2のイ又は3のイ」とあるのは、「又は2のイ」とする。

**長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅
の品質確保の促進等に関する法律の改正に係る
港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要**

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（長期優良住宅法）及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）の改正概要

●これまでの経緯（日付は施行日）

平成12年4月1日：住宅の品質確保の促進等に関する法律

住宅の性能に関する表示制度（住宅性能表示制度）を整備することで、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的としています。

平成21年6月4日：長期優良住宅の普及の促進に関する法律

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を認定する制度（長期優良住宅認定制度）で、住生活の向上や環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

上記法律の改正（令和3年5月28日公布）により、長期優良住宅認定申請手続き及び認定基準の一部が見直されるため、港区街づくり推進事務手数料条例を改正します。

●法改正の概要

一段階目（令和4年2月20日施行）

- （1）分譲マンションにおける申請主体の変更（長期優良住宅法第5条及び第9条）
- （2）計画認定申請手続の合理化（品確法第6条の2）
- （3）災害リスクの認定基準化（長期優良住宅法第6条）
- （4）容積率割増許可制度の創設（長期優良住宅法第18条）※

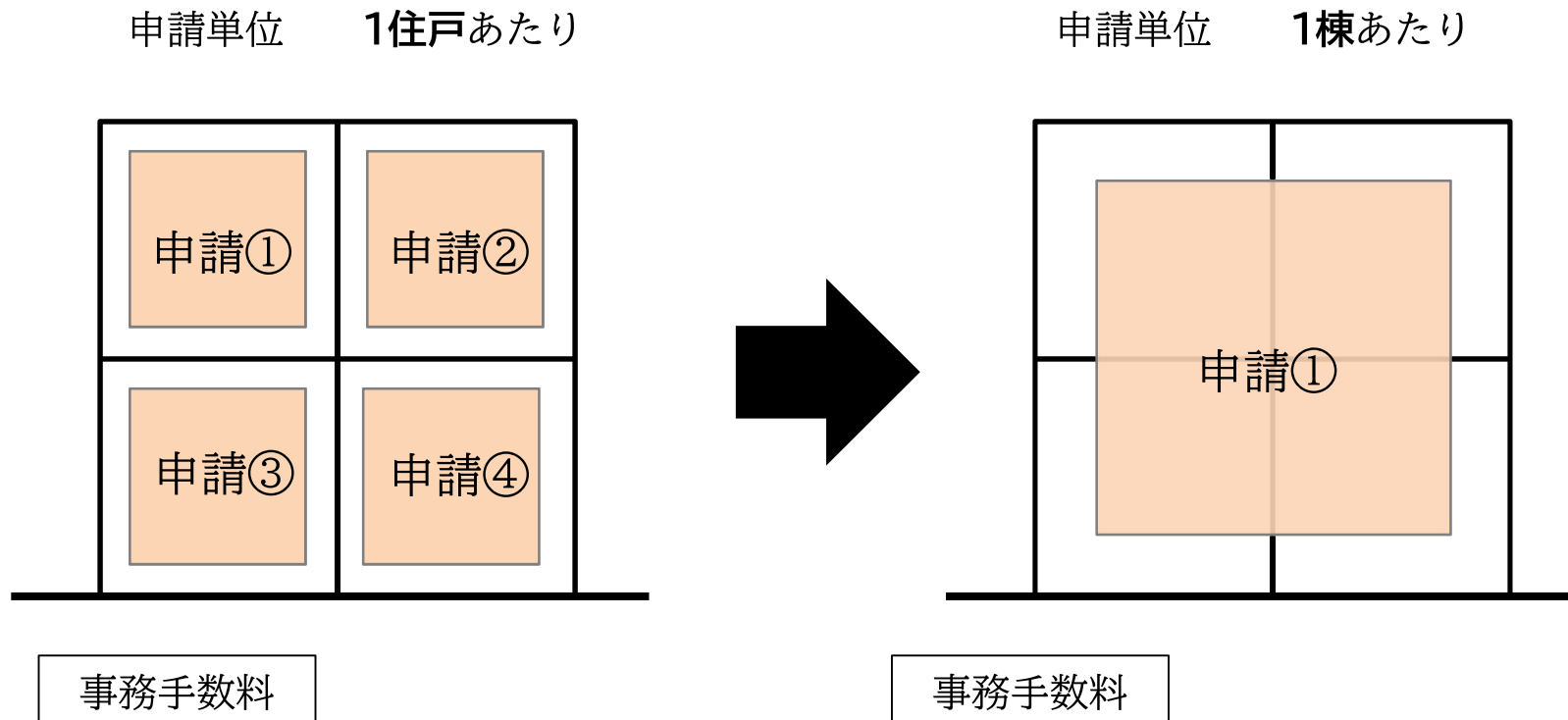
二段階目（令和4年秋頃施行予定）

- （1）建築行為を伴わない既存住宅の認定制度（長期優良住宅法第5条）※

※ 今後、適切な時期に港区街づくり推進事務手数料条例を改正します。

(1)分譲マンションにおける申請主体の変更①(長期優良住宅法第5条)

① 計画認定申請時 (長期優良住宅法第5条)



$$13,000\text{円} \div 4 (\text{住戸数}) = 3,200\text{円} \\ (\text{100円未満切り捨て})$$

$$3,200\text{円} \times 4 (\text{申請数}) = 12,800\text{円}$$

※延べ面積400㎡ (4住戸)、適合証添付の場合

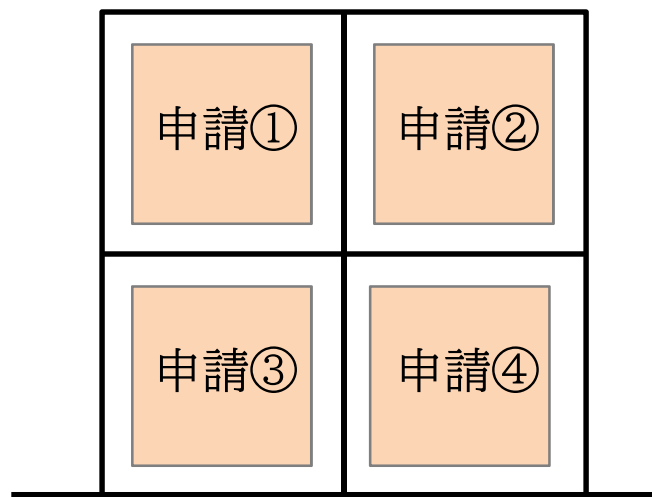
$$13,000\text{円} \times 1 (\text{申請数}) = 13,000\text{円}$$

(1)分譲マンションにおける申請主体の変更②(長期優良住宅法第9条)

② 譲受人決定時 (長期優良住宅法第9条)

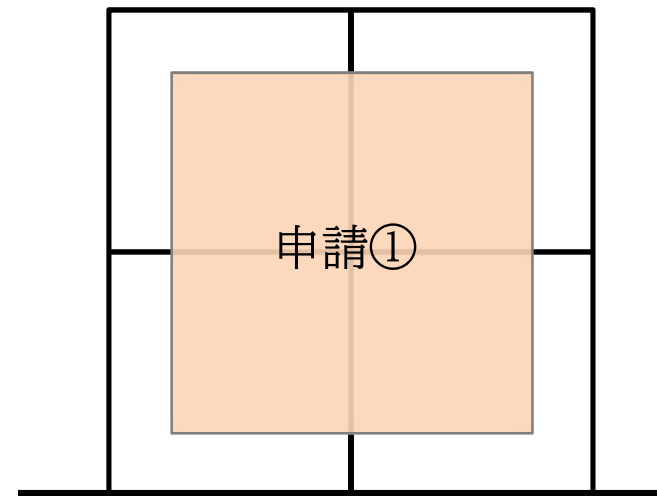
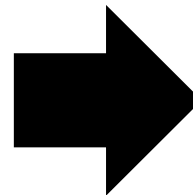
申請単位 1住戸あたり
申請主体 譲受人 (区分所有者)
申請時期 譲受人決定後3月以内

申請単位 1棟あたり
申請主体 管理者等
申請時期 管理者等決定後3月以内



事務手数料

$$2,100円 \times 4 (\text{申請数}) = 8,400円$$

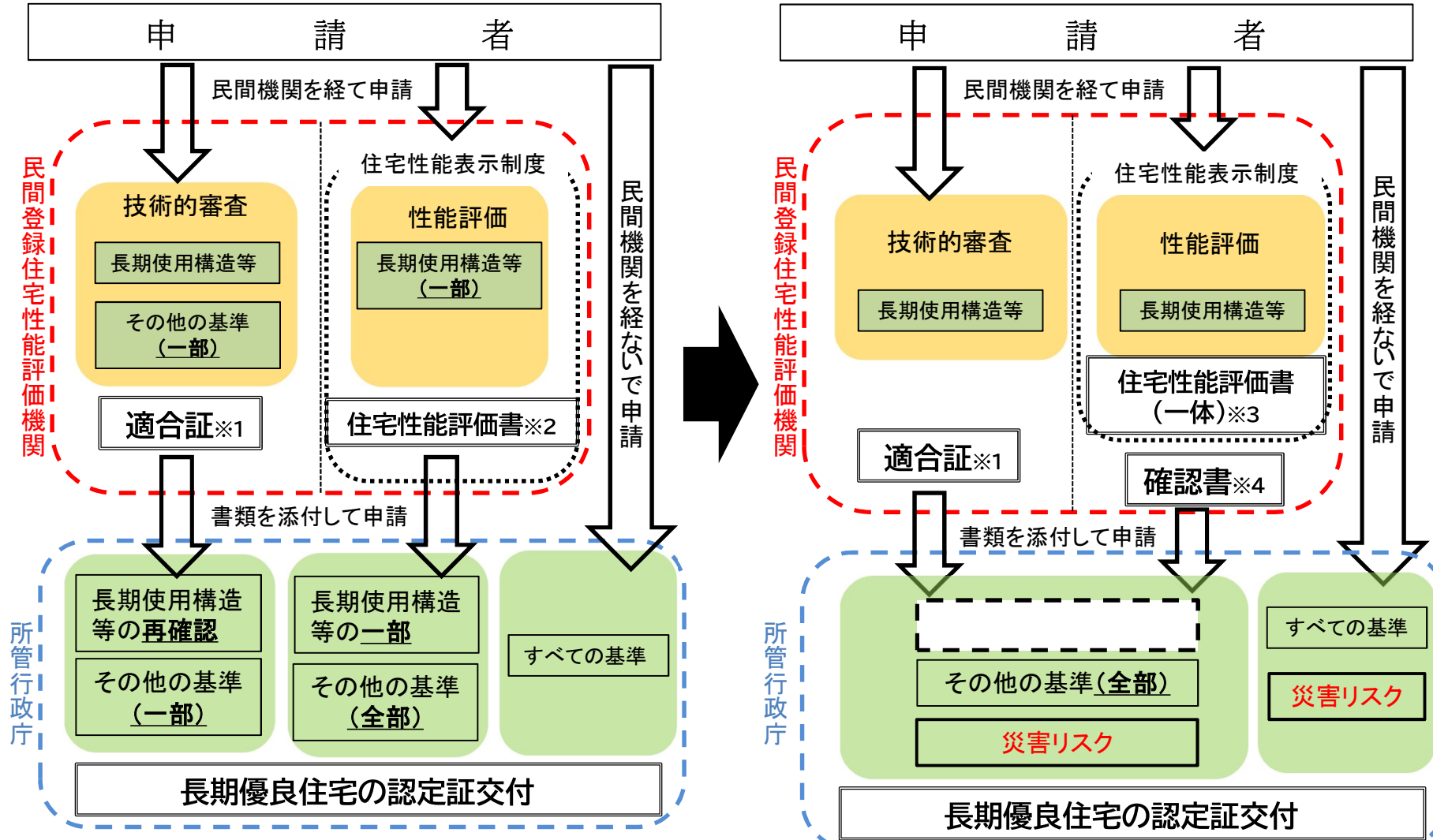


事務手数料

$$2,300円 \times 1 (\text{申請数}) = 2,300円$$

(2) 計画認定申請手続の合理化(品確法第6条の2)

所管行政庁が審査していた審査項目の一部が民間登録住宅性能評価機関で審査されることになることなどから、所管行政庁の必要審査時間が変わります。



※1 「適合証」とは、長期使用構造等の基準に適合していることを示す書類で、長期優良住宅の認定手続きを円滑に行うためのものです。

※2 「住宅性能評価書」とは、品確法第5条に規定されている書類で、長期使用構造等の基準の一部を満たしていることを証する書類です。

※3 「住宅性能評価書(一体)」とは、品確法第6条の2第4項に規定されている書類で、「住宅性能評価書」と「確認書」の効果を併せ持つものです。

※4 「確認書」とは、品確法第6条の2第3項に規定する書類で、「適合証」と同様の効果を持つものです。

(3)災害リスクの認定基準化(長期優良住宅法第6条)

○現在、長期優良住宅の認定にあたり、地震以外の災害リスクは考慮されていません。

○長期優良住宅法の改正により、認定基準に「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」が追加されました。

土砂災害の恐れがある場所

■土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

土砂災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)とは、がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

■土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

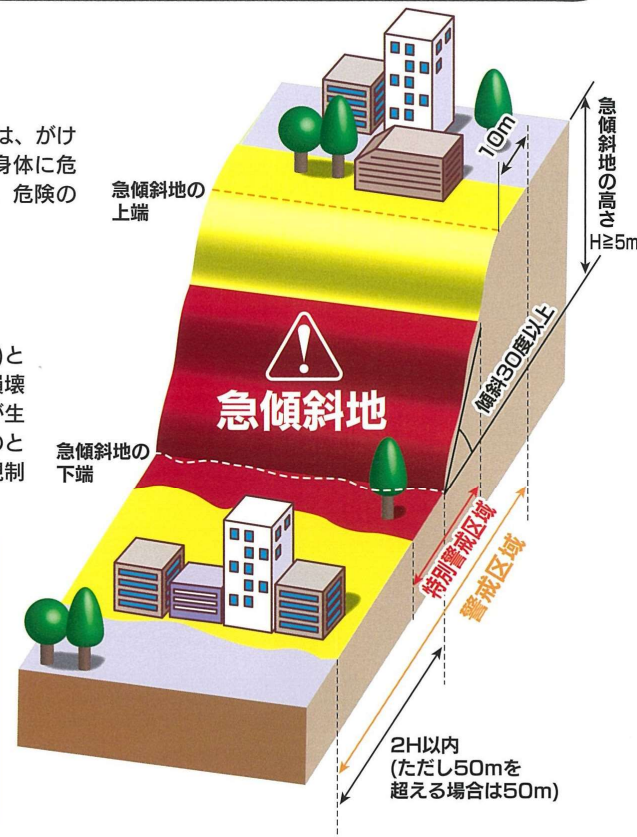
土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」)とは、がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、下記のとおり、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制などがあります。

特別警戒区域では以下のような規定も設けられています。

■特定開発行為に対する許可制
住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

■建築物の構造規制
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

■建築物の移転等の勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告がされる場合があります。



港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について

申請手数料は、人件費及び物件費により構成されています。

$$\boxed{\text{申請手数料※}} = \boxed{\text{人件費}} + \boxed{\text{物件費}}$$

※手数料は、100円未満を切り捨てて算出しています。

人件費について

各申請に対し、その内容に応じて受付、書類審査、事務処理等に要する標準的な時間を設定し、それに時間単価を掛け人件費としています。

《 令和2年度決算による人件費時間単価の算出方法 》

令和2年度決算額を基にした一般職員1人当たりの人件費 = 7,527千円

人件費単価 = 7,527千円 ÷ 243日 ÷ (60分×7.75時間)
= 66.61円/分

物件費について

物件費は、消耗品のほか、通信費、印刷製本費により構成されています。

- 通信費： 申請者又は代理人との連絡時の電話代などです。
- 印刷製本費： 申請書の様式その他関係書類の印刷代です。

手数料の算出について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務

○ 長期優良住宅建築等計画認定の申請に対する審査（別表一の部五十六の項）

● 新築の計画で、長期使用構造等の基準について確認書、住宅性能評価書又は適合証（以下まとめて「確認書等」という。）が提出された場合

・共同住宅等で床面積が100㎡以内のもの又は一戸建ての住宅

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$91 \text{分} \times 66.61 \text{円/分} = 6,061 \text{円}$$

② 物件費 = 1,050円

③ 合計（①+②） = 7,111円

⇒ 手数料 7,100円

・共同住宅等で床面積が100㎡を越え、500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$180 \text{分} \times 66.61 \text{円/分} = 11,989 \text{円}$$

② 物件費 = 1,100円

③ 合計（①+②） = 13,089円

⇒ 手数料 13,000円

・共同住宅等で床面積が500㎡を越え、1,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$312 \text{分} \times 66.61 \text{円/分} = 20,782 \text{円}$$

② 物件費 = 1,300円

③ 合計（①+②） = 22,082円

⇒ 手数料 22,000円

・共同住宅等で床面積が1,000㎡を越え、2,500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$458分 \times 66.61円/分 = 30,507円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 32,057円

⇒ 手数料 32,000円

・共同住宅等で床面積が2,500㎡を越え、5,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$822分 \times 66.61円/分 = 54,753円$$

② 物件費 = 2,300円

③ 合計（①+②） = 57,053円

⇒ 手数料 57,000円

・共同住宅等で床面積が5,000㎡を越え、10,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,358分 \times 66.61円/分 = 90,456円$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 94,006円

⇒ 手数料 94,000円

● 新築の計画で、長期使用構造等の基準について確認書等が提出されない場合

・共同住宅等で床面積が100㎡以内のもの又は一戸建ての住宅

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$765分 \times 66.61円/分 = 50,956円$$

② 物件費 = 1,050円

③ 合計（①+②） = 52,006円

⇒ 手数料 52,000円

・共同住宅等で床面積が100㎡を越え、500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,816分×66.61円/分	=	120,963円
② 物件費	=	1,100円
③ 合計（①+②）	=	122,063円
	⇒ 手数料	122,000円

・共同住宅等で床面積が500㎡を越え、1,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
2,924分×66.61円/分	=	194,767円
② 物件費	=	1,300円
③ 合計（①+②）	=	196,067円
	⇒ 手数料	196,000円

・共同住宅等で床面積が1,000㎡を越え、2,500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
5,772分×66.61円/分	=	384,472円
② 物件費	=	1,550円
③ 合計（①+②）	=	386,022円
	⇒ 手数料	386,000円

・共同住宅等で床面積が2,500㎡を越え、5,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
10,340分×66.61円/分	=	688,747円
② 物件費	=	2,300円
③ 合計（①+②）	=	691,047円
	⇒ 手数料	691,000円

・共同住宅等で床面積が5,000㎡を越え、10,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$17,782分 \times 66.61円/分 = 1,184,459円$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 1,188,009円

⇒ 手数料 1,188,000円

● 増改築の計画で、長期使用構造等の基準について確認書等が提出された場合

・共同住宅等で床面積が100㎡以内のもの又は一戸建ての住宅

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$135分 \times 66.61円/分 = 8,992円$$

② 物件費 = 1,050円

③ 合計（①+②） = 10,042円

⇒ 手数料 10,000円

・共同住宅等で床面積が100㎡を越え、500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$270分 \times 66.61円/分 = 17,984円$$

② 物件費 = 1,100円

③ 合計（①+②） = 19,084円

⇒ 手数料 19,000円

・共同住宅等で床面積が500㎡を越え、1,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$477分 \times 66.61円/分 = 31,772円$$

② 物件費 = 1,300円

③ 合計（①+②） = 33,072円

⇒ 手数料 33,000円

・共同住宅等で床面積が1,000㎡を越え、2,500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
683分×66.61円/分	=	45,494円
② 物件費	=	1,550円
③ 合計（①+②）	=	47,044円
	⇒ 手数料	47,000円

・共同住宅等で床面積が2,500㎡を越え、5,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,242分×66.61円/分	=	82,729円
② 物件費	=	2,300円
③ 合計（①+②）	=	85,029円
	⇒ 手数料	85,000円

・共同住宅等で床面積が5,000㎡を越え、10,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
2,049分×66.61円/分	=	136,483円
② 物件費	=	3,550円
③ 合計（①+②）	=	140,033円
	⇒ 手数料	140,000円

● 増改築の計画で、長期使用構造等の基準について確認書等が提出されない場合

・共同住宅等で床面積が100㎡以内のもの又は一戸建ての住宅

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,156分×66.61円/分	=	77,001円
② 物件費	=	1,050円
③ 合計（①+②）	=	78,051円
	⇒ 手数料	78,000円

・共同住宅等で床面積が100㎡を越え、500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
2,732分×66.61円/分	=	181,978円
② 物件費	=	1,100円
③ 合計（①+②）	=	183,078円
	⇒ 手数料	183,000円

・共同住宅等で床面積が500㎡を越え、1,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
4,380分×66.61円/分	=	291,751円
② 物件費	=	1,300円
③ 合計（①+②）	=	293,051円
	⇒ 手数料	293,000円

・共同住宅等で床面積が1,000㎡を越え、2,500㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
8,670分×66.61円/分	=	577,508円
② 物件費	=	1,550円
③ 合計（①+②）	=	579,058円
	⇒ 手数料	579,000円

・共同住宅等で床面積が2,500㎡を越え、5,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
15,535分×66.61円/分	=	1,034,786円
② 物件費	=	2,300円
③ 合計（①+②）	=	1,037,086円
	⇒ 手数料	1,037,000円

・共同住宅等で床面積が5,000㎡を越え、10,000㎡以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$26,700\text{分} \times 66.61\text{円/分} = 1,778,487\text{円}$$

② 物件費 = 3,550円

③ 合計（①+②） = 1,782,037円

⇒ 手数料 1,782,000円

○ 譲受人を決定した場合の変更承認申請に対する審査（別表一の部五十八の項）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$35\text{分} \times 66.61\text{円/分} = 2,331\text{円}$$

② 物件費 = 50円

③ 合計（①+②） = 2,381円

⇒ 手数料 2,300円

○ 地位の承継の承認申請に対する審査（別表一の部五十九の項）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$35\text{分} \times 66.61\text{円/分} = 2,331\text{円}$$

② 物件費 = 50円

③ 合計（①+②） = 2,381円

⇒ 手数料 2,300円

法務省設置法の一部改正

第十九条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一号中「第二十四条第一項第三号」の下に「並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号」を加える。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
法務大臣 上川 陽子

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「の建築を」を「区分所有住宅（二以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下同じ。）を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の建築を」に、「維持保全を」について長期優良住宅として維持保全に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行うとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者（以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。）において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第三項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号ハを削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等（建物の区分所有者等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。
第七号中「第五条第四項第四号ハ」に規定する団体若しくは法人又は同号ハに規定する他の者（第十四条第二項において「管理組合等」という。）であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。）を削る。
第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「以下「計画の認定」という。」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の」とする。
第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の」とする。
第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定（第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定（前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。）を」に改め、「（以下「認定計画実施者」という。）を削り、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定（第八条第一項の変更の認定（第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。第十四条において「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）に改める。
第十二条中「及び」を「又は」に改める。

第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。）が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八條第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることが出来る。

第十四条第一項に次の一号を加える。
三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六條第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

第十四条第二項中「当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。」を削る。
第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。
第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条の特例
第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二十五条に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事が出来る。
2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「長期優良住宅建築等計画の一を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。」に「認定長期優良住宅建築等計画」を加え、同条第二項中「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六條第一項第八号において」を加え、同条第二項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「確保されることにより」を削り、「が図られ」を「並びに」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第五条の見出しを「長期優良住宅建築等計画等の認定」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようとする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間
- ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行うおうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することが出来る。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行うおうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することが出来る。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

八 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
六条に次の一項を加える。

8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。
第八条の見出しを「認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更」に改め、同条第一項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。

第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。
第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

ロ 第六条第一項の認定（第八條第一項の変更を含む。）を受けた長期優良住宅維持保全計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。）に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

第十一条第一項中「の建築」を「前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。」の建築」に改め、「維持保全」の下に「同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全」を加える。

第十三条第一項及び第十四条第一項第二号中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

第四章の章名中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。
第十六条第一項中「の建築」を「(認定長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)の建築」に、
「売主は、当該」を「売主又は認定長期優良住宅(認定長期優良住宅維持保全計画に係るものに限る。)の売買契約を締結した売主は、これらの」に改める。

第十七条第一項中「に基づく」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。

第三条第四項中「、あらかじめ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第三条の二第二項中「議決を」との下に「、同項ただし書中「社会資本整備審議会又は消費者委員会」とあるのは「社会資本整備審議会」とを加える。

第三章第一節第六条の次に次の一条を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第六条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等(同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。)であることの確認を行うことを求めることができる。

2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。

3 第一項の規定による求めがあった場合(次項に規定する場合を除く。)は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面(第五項において「確認書」という。)を当該求めをした者に交付するものとする。

4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。

5 前二項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合しているものとみなす。

第十四条中「業務」の下に「第六条の二第三項又は第四項に規定する確認の業務を含む。以下この節において同じ。」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。

5 第三項において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部を廃止しようとする届出をした者は、当該届出の日から二週間以内、当該あつせん又は調停の業務を行っていたときは、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停に係る当該紛争の当事者に対し、当該届出をした旨及び第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失った旨を通知しなければならない。
第六十七条第一項中「関する紛争」の下に「(以下この節において「紛争」という。)」を加える。
第七十三条の次に次の二条を加える。

(時効の完成猶予)

第七十三条の二 あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当該あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第六十六条第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日以後あつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が第六十六条第五項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第八十条第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。
(訴訟手続の中止)

第七十三条の三 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停が実施されていること。
二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。
第八十条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。
第八十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 住宅の瑕疵の発生防止に関する調査及び研究を行うこと。
第八十七条第三項中「、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して」を削る。

第一百一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同項第一号中「業務」の下に「第六条の二第三項又は第四項に規定する業務を含む。」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第四条 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第六条の二第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第五項中「に添えて同項から同条第五項まで」を「又は同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画に添えて同条第一項から第七項まで」に、同法を「又は長期優良住宅維持保全計画は、同法」に改める。
 (特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正)

第五条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「新築住宅」を「新築住宅等」に、「第三十五条」を「第三十五条一第三十六条」を「第三十六条一第三十九条」に、「第三十九条一第四十三条」を「第四十条一第四十四条」に改める。

第三条第三項中「各基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日)をいう。以下同じ。」を「毎年、基準日(三月三十一日をいう。以下同じ)から三週間を経過する日までの間」に改め、同条第二項中「締結し」の下に「当該発注者に」を加え、「発注者に交付した」を「交付し、又はこれらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう)で作られる記録をいう。第十一条第二項において同じ)を提供した」に改め、同条第五項中「以下」を「第八条第二項及び第十一条第五項において」に改める。

第十条に次の一項を加える。

2 供託建設業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう)により提供することができる。この場合において、当該供託建設業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第十一条第一項中「各基準日」を「毎年、基準日から三週間を経過する日までの間」に改め、同条第二項中「締結し」の下に「当該買主に」を加え、「買主に交付した」を「交付し、又はこれらに記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第十九条第一号中「以下」の下に「この条及び第三十三条第一項において」を加え、同条第四号中「この条」の下に「及び第三十五条」を加える。

第五章の章名中「新築住宅」を「新築住宅等」に改める。

第三十三条第一項中「以下」を「次項及び次条第一項において」に改め、「除く。」の下に「又は第十九条第二号に規定する保険契約に係る住宅」を加え、同条第二項を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第五項	のあつせん	又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)以下「履行確保法」という。第三十三条第一項に規定する紛争(以下この節において「特別紛争」という)のあつせん
当該紛争		当該紛争又は特別紛争

第六十八条第二項	、住宅紛争処理	、住宅紛争処理又は特別紛争のあつせん(調停及び仲裁(以下「特別住宅紛争処理」という))
第六十八条第二項及び第七十三条第二項	住宅紛争処理の	住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理の
第六十九条第一項	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は履行確保法第三十三条第一項に規定する業務(以下「特別紛争処理の業務」という。)
第六十九条第二項、第七十条、第七十一条第一項、第七十八条、第七十九條及び第八十条、第七十九條第四号	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は特別紛争処理の業務
第七十一条第一項	、登録住宅性能評価機関	、紛争処理の業務にあつては登録住宅性能評価機関
第七十一条第二項	に對して	に、特別紛争処理の業務にあつては履行確保法第七十一条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人に對して
第七十二条及び第七十四条	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等又は履行確保法第七十一条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人
第七十三条の二第一項及び第七十三条の三第一項	住宅紛争処理の	住宅紛争処理及び特別住宅紛争処理の
第七十三条の二、第七十三条の三第一項及び第七十條第三項	紛争の	紛争又は特別紛争の
第七十三条の二第二項及び第七十三條第三項	紛争が	紛争又は特別紛争が
第七十六条	紛争処理の業務	紛争処理の業務及び特別紛争処理の業務
第七十七条	とその他の業務に係る経理とを	、特別紛争処理の業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ
第八十条第一項及び第二項	紛争処理の業務の	紛争処理の業務若しくは特別紛争処理の業務の
第八十一条	の手續及びこれ	及び特別住宅紛争処理の手續並びにこれら

第三十四条第一項中「第三項」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条第三項	第十條第二項及び第三項、第十條第二十二條並びに	第十九條、第二十二條及び
第八十四条第一項	支援等の業務に	支援等の業務及び特別支援等の業務
第八十四条第二項及び第三項並びに第八十六条	支援等の業務	支援等の業務及び特別支援等の業務
第八十五条第一項、第八十九条、第九十一条第一項第九号及び第六号並びに第九十三条	支援等の業務	支援等の業務又は特別支援等の業務

第八十五条第二項	の支援等の業務	の支援等の業務又は特別支援等の業務
第九十一条	支援等の業務の	支援等の業務若しくは特別支援等の業務の

第四十三條中「第三十九條又は第四十一條」を「第四十條又は第四十二條」に改め、同條を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とする。

第四十一條中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條を第四十二條とし、第四十條を第四十一條とする。

第三十九條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條各号中「者」を「とき」に改め、同條を第四十條とし、第六章中第三十八條を第三十九條とし、第三十五條から第三十七條までを一條ずつ繰り下げる。

第五十條中第三十四條の次に次の一條を加える。

(調査研究事業への協力)

第三十五條 保険法人は、前条第一項第三号に掲げる業務及び住宅品質確保法第八十二條第一項第八号に掲げる業務(特定住宅瑕疵の発生防止に関するものに限る。)の実施に関し住宅紛争処理支援センターから必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

附則

第三十五條 附則

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第五條の規定 公布の日
 - 二 第三條(住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六條の次に一條を加える改正規定、同法第十四條の改正規定及び同法第一百一條第一項第一号の改正規定を除く。)及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第三條、第四條、第七條及び第八條の規定 令和三年九月三十日
 - 三 附則第九條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日
 - 四 第二條、第四條及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- (長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
- 第二條 施行日前にされた第一條の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(次項及び第三項各号において「改正前長期優良住宅法」という。)第五條第一項から第三項までの規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に改正前長期優良住宅法第六条第一項の認定を受けている又は施行日以降に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける長期優良住宅建築等計画(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に関する認定の通知、長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更を含む。)及び認定に基づく地位の承継については、なお従前の例による。

3 次に掲げる長期優良住宅建築等計画については、第一条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「改正後長期優良住宅法」という。)第五条第四項の規定による認定の申請に基づき改正後長期優良住宅法第六条第一項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画とみなして、改正後長期優良住宅法(第六条第一項(第四号に係る部分に限り、第八条第二項において準用する場合を含む。))及び第十八条を除く。)の規定を適用する。

一 この法律の施行の際現に改正前長期優良住宅法第五條第三項の規定による認定の申請に基づき改正前長期優良住宅法第六条第一項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画(改正前長期優良住宅法第五條第三項に規定する分譲事業者のうち、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その建築後の住宅を複数の者に譲渡することにより当該住宅を改正後長期優良住宅法第五條第一項に規定する区分所有住宅としようとする者(次号において「特定区分所有住宅分譲事業者」という。))が作成したものに限り、改正前長期優良住宅法第九條第一項の規定による改正前長期優良住宅法第八條第一項の変更の認定を申請していないもの

二 施行日以降に改正前長期優良住宅法第五條第三項の規定による認定の申請に基づき第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前長期優良住宅法第六條第一項の認定を受ける長期優良住宅建築等計画(特定区分所有住宅分譲事業者が作成したものに限る。)

第三條 (住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に指定住宅紛争処理機関に係属している第三條の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十七條第一項のあつせん又は調停に關し当該あつせん又は調停の目的となつてゐる請求についての第三條の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律(次条において「改正後住宅品質確保法」という。)第七十三條の二の規定の適用については、同号に掲げる規定の施行の時に、当該あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

(特定住宅瑕疵担保責任の履責の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に指定住宅紛争処理機関に係属している第五條の規定による改正前の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第三十三條第一項のあつせん又は調停に關し当該あつせん又は調停の目的となつてゐる請求についての第五條の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第三十三條第二項の規定により読み替へて適用する改正後住宅品質確保法第七十三條の二の規定の適用については、同号に掲げる規定の施行の時に、当該あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

(政令への委任)
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七條 (建設業法の一部改正)
建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項及び第四項中「第十條」を「第十條第一項」に改める。

第八條 (宅地建物取引業法の一部改正)
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。
第六十五條第一項及び第三項中「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)
第九條 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五條の十三」を「第五條の十二」に改める。
第五條の十二を削り、第五條の十三を第五條の十二とする。
第七十七條第一項第一号中「第五條の十三第二項」を「第五條の十二第二項」に改める。
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。
御名 御璽
令和三年五月二十八日
内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十九号
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律
(医療法の一部改正)
第一條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第四十四條中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。
附則に次の二條を加える。
第五十五條 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。
第六十六條 都道府県は、当分の間、第三十條の十四第一項、第三十條の十八の二第一項及び第三十條の二十三第一項の協議を行うに当たつては、前條の指針を勘案するものとする。
第二條 医療法の一部を次のように改正する。
目次中「第三十條の十八の二」の下に「第三十條の十八の四」を加える。
第二十九條第三項第三号及び第四項第三号中「又は第三十條の十三第五項」を「第三十條の十三第五項又は第三十條の十八の二第二項」に改める。
第三十條の三の二に次の一項を加える。
2 厚生労働大臣は、前條第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十條の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十條の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十條の十八の二第一項又は第三十條の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

政令

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十一号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年二月二十日とする。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十二号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六号並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）

第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地域又は区域	敷地面積の規模 (単位:平方メートル)
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第二条の五中第二十八号を第四十号とし、第二十三号から第二十七号までを十二号ずつ繰り下げ、第二十二号の二を第三十四号とし、第二十号から第二十二号までを十一号ずつ繰り下げ、第十九号の二を第三十号とし、第十九号を第二十九号とし、第十八号の二を第二十八号とし、第十八号を第二十七号とし、第十七号を第二十六号とし、第十六号の二を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可

第二条の五中第十六号を第二十三号とし、第八号から第十五号までを七号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号の四を第十二号とし、第六号の三を第十一号とし、第六号の二を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の四を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。
第三条第一項中第三十七号を第六十二号とし、第三十四号から第三十六号までを二十五号ずつ繰り下げ、第三十三号の二を第五十八号とし、第三十一号から第三十三号までを二十四号ずつ繰り下げ、第三十号の二を第五十四号とし、第二十六号から第三十号までを二十三号ずつ繰り下げ、第二十五号の二を第四十八号とし、第二十五号を第四十七号とし、第二十四号の二を第四十六号とし、第二十四号の二を第四十五号とし、第二十三号の二を第四十四号とし、第二十一号から第二十三号までを二十号ずつ繰り下げ、第二十号の二を第四十号とし、第二十号を第三十九号とし、第十九号の二を第三十八号とし、第十九号を第三十七号とし、第十八号の六を第三十六号とし、第十八号の五を第三十五号とし、第十八号の四を第三十四号とし、第十八号の三を第三十三号とし、第十八号の二を第三十二号とし、第十八号を第三十一号とし、第十七号の三を第三十号とし、第十七号の二を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項
第三条第一項中第十七号を第二十七号とし、第十三号から第十六号までを十号ずつ繰り下げ、第十二号の五を第二十二号とし、第十二号の四を第二十一号とし、第十二号の三を第二十号とし、第十二号の二を第十九号とし、第八号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十三号とし、第七号を第十二号とし、第六号の四を第十一号とし、第六号の三を第十号とし、第六号の二を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）
第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置（第十六条―第十 八条） 第五章 雑則（第十九条・第二十条） 第六章 罰則（第二十一条） 附則</p> <p>（長期優良住宅建築等計画の認定） 第五条 住宅（区分所有住宅（二以上の区分所有者（建物の区分所有等 に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定す る区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下同じ。）を除く。 以下この項から第三項までにおいて同じ。）の建築をしてその構造及 び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅について長期優 良住宅として維持保全を行う者とする者は、国土交通省令で定めると ころにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期 優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請 することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その建 築後の住宅を他の者に譲渡してその者（以下この条、第九条第一項及 び第十三条第二項において「譲受人」という。）において当該建築後 の住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合にお ける当該譲渡をしようとする者（次項、第九条第一項及び第十三条第 二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」という。）は、当該譲受 人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置（第十六条・第十 七条） 第五章 雑則（第十八条・第十九条） 第六章 罰則（第二十条） 附則</p> <p>（長期優良住宅建築等計画の認定） 第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自 らその建築後の住宅の維持保全を行う者とする者は、国土交通省令で 定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以 下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認 定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後 の住宅を譲り受けてその維持保全を行うとする者（以下「譲受人」 という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は 、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期 優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することがで きる。</p>

築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

3 一戸建て住宅等分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

4 住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等（建物の区分所有等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

6 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)
四 第一項、第二項又は前項の長期優良住宅建築等計画にあつては、

3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(新設)

(新設)

4 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)
四 第一項又は第二項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲

次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(削る)

五 第三項又は第四項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲

げる事項

イ・ロ (略)

六 (略)

(認定基準等)

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第五項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一〜三 (略)

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

五 前条第一項、第二項又は第五項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ〜ハ (略)

六 前条第三項又は第四項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第二項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

(1) 建築後の住宅の維持保全を建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する法人が行う場合において、当該団体又は法人の名称

(2) 譲受人が建築後の住宅(専ら当該譲受人の居住の用に供する部分を除く。)の維持保全を他の者と共同して行う場合においては、当該他の者の氏名又は名称

五 前項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

六 (略)

(認定基準等)

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一〜三 (略)

(新設)

四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ〜ハ (略)

五 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ (略)

- 2 前条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。
- 3 〓 7 (略)

(認定の通知)

第七条 所管行政庁は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

（譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等）

第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者は、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共

イ・ロ (略)

- 2 前条第一項から第三項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。
- 3 〓 7 (略)

(認定の通知)

第七条 所管行政庁は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を当該認定を受けた者（第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者（第十四条第二項において「管理組合等」という。）であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。）に通知しなければならない。

（譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等）

第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四項第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し

同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

(地位の承継)

第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六条第一項の認定（第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定（前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。）を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 当該認定を受けた者の一般承継人
- 二 当該認定を受けた者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第六項第四号イ（第八条第二項

、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、前条第二項において準用する第五条第二項の規定による変更の認定の申請とみなす。

(新設)

(新設)

(地位の承継)

第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 認定計画実施者の一般承継人
- 二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ（第八条第二項にお

において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

(記録の作成及び保存)

第十一条 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。))を含む。第十四条において「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 (略)

(報告の徴収)

第十二条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

2 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

いて準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

(記録の作成及び保存)

第十一条 認定計画実施者は、国土交通省令で定めるところにより、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 (略)

(報告の徴収)

第十二条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

2 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

3 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。）が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

一・二 （略）

三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者に通知しなければならない。

（容積率の特例）

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に對する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に對する割合を

（新設）

（計画の認定の取消し）

第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

一・二 （略）

（新設）

2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であつた者（当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。）に通知しなければならない。

（新設）

いう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第十九条・第二十条 (略)

第二十一条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第十八条・第十九条 (略)

第二十条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 住宅性能評価 第一節 住宅性能評価（第五条・<u>第六条の二</u>） 第二節・第三節（略） 第四章～第九章（略） 附則</p> <p>（日本住宅性能表示基準） 第三条（略） 2・3（略） 4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならぬ。ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。</p> <p>5（略） （評価方法基準） 第三条の二（略） 2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつて</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 住宅性能評価 第一節 住宅性能評価（第五条・<u>第六条</u>） 第二節・第三節（略） 第四章～第九章（略） 附則</p> <p>（日本住宅性能表示基準） 第三条（略） 2・3（略） 4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、<u>あらかじめ</u>、国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならぬ。</p> <p>5（略） （評価方法基準） 第三条の二（略） 2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつて</p>

は消費者委員会の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と、同項ただし書中「社会資本整備審議会又は消費者委員会」とあるのは「社会資本整備審議会」と読み替えるものとする。

3 (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第六条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）であることの確認を行うことを求めることができる。

2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。

3 第一項の規定による求めがあった場合（次項に規定する場合を除く。）は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面（第五項において「確認書」という。）を当該求めをした者に交付するものとする。

4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。

5 前二項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規定による

は消費者委員会の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。

3 (略)

(新設)

認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているものとみなす。

（秘密保持義務）

第十四条 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であつた者は、評価の業務（第六条の二第三項又は第四項に規定する確認の業務を含む。以下この節において同じ。）に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

第六十六条（略）

254（略）

5 第三項において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部を廃止しようとする届出をした者は、当該届出の日次条第一項に規定する紛争のあつせん又は調停の業務を行つていたときは、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停に係る当該紛争の当事者に対し、当該届出をした旨及び第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

（業務）

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅（以下この章において「評価住宅」という。）の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争（以下この節において「紛争」という。）の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあつせん、調停及び仲裁（以下この章において「住宅紛争処理」という。）の業務を行うものとする。

（秘密保持義務）

第十四条 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であつた者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

第六十六条（略）

254（略）

（新設）

（業務）

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅（以下この章において「評価住宅」という。）の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあつせん、調停及び仲裁（以下この章において「住宅紛争処理」という。）の業務を行うものとする。

(時効の完成猶予)

第七十三条の二 あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当該あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2| 第六十六条第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が第六十六条第五項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3| 指定が第八十条第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第七十三条の三 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

(新設)

(新設)

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあっせん又は調停が実施されていること。

二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあっせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(指定の取消し等)

第八十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日にあつせん又は調停が実施された紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

(業務)

第八十三条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 七 (略)

八 住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うこと。

九 (略)

2 (略)

(負担金の徴収)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 センターは、前項の認可を受けたときは、登録住宅性能評価機関に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十条 (略)

2 (略)

(新設)

(業務)

第八十三条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 七 (略)

八 (新設)

九 (略)

2 (略)

(負担金の徴収)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 センターは、前項の認可を受けたときは、登録住宅性能評価機関に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）で第五条第一項に規定する業務（第六条の二第三項又は第四項に規定する業務を含む。）に従事する者

二・三 (略)

2 前項各号に掲げる者であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項各号に掲げる者がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）で第五条第一項に規定する業務に従事する者

二・三 (略)

2 前項各号に掲げる者であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項各号に掲げる者がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。